



# 宮 崎 県 公 報

平成20年9月1日(月曜日) 第2012号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託…………… (秘書広報課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ) 2
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定の取消し…………… ( “ ) 3
- 指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定の取消し…………… ( “ ) 4
- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( “ ) 4
- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地

- の変更…………… (長寿介護課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し… ( “ ) 4
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (2件) (建築住宅課) 5
- 公 告
- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 5
- 砂利採取業務主任者試験の実施…………… (工業支援課) 6
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商業支援課) 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (3件) …… ( “ ) 6
- 技能検定の実施…………… (労働政策課) 7
- 土地改良区の定款変更の認可 (3件) …… (農村整備課) 8
- 都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 9
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (5件) …… ( “ ) 9

## 告 示

### 宮崎県告示第 658号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
県政刷新ポスター売 払代金の収納事務	社団法人 宮崎県物産振興 センター	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで

### 宮崎県告示第 659号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570104432	ゆうわ薬局木花店	宮崎県宮崎市熊野 東正蓮寺1671番地	合同会社ゆうわ	宮崎県宮崎市柳丸 町 238番地	平成20年7月3日	居宅療養管理 指導
4570201816	橋病院通所リハビリ テーション た ちばな	宮崎県都城市中町 15街区24号	医療法人社団橋会	宮崎県都城市中町 15街区24号	平成20年7月21日	通所リハビリ テーション
4570104390	デイサービス ほ おずき	宮崎県宮崎市島之 内6737-1	合同会社アズマ	宮崎県宮崎市佐土 原町下田島 19923 番地 8	平成20年7月14日	通所介護
4570104416	デイサービスセン ター浮田	宮崎県宮崎市浮田 1185番地 4	株式会社なかしま	宮崎県宮崎市浮田 1185番地 4	平成20年7月14日	通所介護
4572100974	夢くらぶデイサー	宮崎県東臼杵郡門	特定非営利活動法	宮崎県東臼杵郡門	平成20年7月11日	通所介護

	ビス	川町加草1629番地	人夢くらぶ	川町加草5丁目52番地		
4570600694	ヘルパーステーション ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693番地1	株式会社ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693-1	平成20年7月1日	訪問介護
4571800442	ヘルパーステーション やわらぎ	宮崎県西諸県郡野尻町東麓1085-2	株式会社和	宮崎県西諸県郡野尻町東麓1089-1	平成20年7月1日	訪問介護

宮崎県告示第 660号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104424	有限会社ふれあいケアセンター	宮崎県宮崎市芳士795-6	有限会社ふれあいケアセンター	宮崎県宮崎市島之内9706-4	平成20年7月1日	居宅介護支援
4570600702	居宅介護支援事業所ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693番地1	株式会社ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693-1	平成20年7月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104432	ゆうわ薬局木花店	宮崎県宮崎市熊野東正蓮寺1671番地	合同会社ゆうわ	宮崎県宮崎市柳丸町 238番地	平成20年7月3日	介護予防居宅療養管理指導
4570201816	橘病院通所リハビリテーション たちばな	宮崎県都城市中町15街区24号	医療法人社団橘会	宮崎県都城市中町15街区24号	平成20年7月21日	介護予防通所リハビリテーション
4570104390	デイサービス ほおずき	宮崎県宮崎市島之内6737-1	合同会社アズマ	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 19923番地8	平成20年7月14日	介護予防通所介護
4570104416	デイサービスセンター浮田	宮崎県宮崎市浮田1185番地4	株式会社なかしま	宮崎県宮崎市浮田1185番地4	平成20年7月14日	介護予防通所介護
4572100974	夢くらぶデイサービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1629番地	特定非営利活動法人夢くらぶ	宮崎県東臼杵郡門川町加草5丁目52番地	平成20年7月11日	介護予防通所介護
4570600694	ヘルパーステーション ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693番地1	株式会社ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693-1	平成20年7月1日	介護予防訪問介護
4571800442	ヘルパーステーション やわらぎ	宮崎県西諸県郡野尻町東麓1085-2	株式会社和	宮崎県西諸県郡野尻町東麓1089-1	平成20年7月1日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届

出があった。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4572200162	株式会社サン・ルーム 高千穂営業所	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野3383-4	株式会社サン・ルーム デイサービスふきのとう	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野3383-4	平成20年7月1日	通所介護
4570102667	ゆずの里ホームヘルプサービス	宮崎県宮崎市大字小松2687-13	ゆずの里ホームヘルプサービス	宮崎県宮崎市大字細江3932-1	平成20年6月18日	訪問介護
4570400400	訪問介護やすらぎ	宮崎県日南市吾田東6丁目5番14-101	訪問介護やすらぎ	宮崎県日南市上平野町1丁目11番8	平成20年6月30日	訪問介護

## 宮崎県告示第 663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570600280	パナックスマツバ	宮崎県日向市原町1-4-8	有限会社松葉電器商会	宮崎県日向市原町1-4-8	平成20年7月31日	福祉用具貸与

## 宮崎県告示第 664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		取消年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500357	上町デイサービスセンター愛加	小林市堤2916番地5	有限会社愛加	宮崎市天満1丁目5番11号シャローム 203号	平成20年9月1日	通所介護

## 宮崎県告示第 665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570100547	医療法人照葉会井手医院	宮崎県宮崎市本郷南方5465-6	医療法人照葉会井手医院	宮崎県宮崎市まなび野2丁目39-1	平成20年7月1日	居宅介護支援

**宮崎県告示第 666号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第84条第 1 項の規定により、  
次の指定居宅介護支援事業者の指定を取り消した。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 業 者		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		取 消 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570500332	上町ケアプランセンター愛加	小林市堤2916番地5	有限会社愛加	宮崎市天満1丁目5番11号シャローム 203号	平成20年 9 月 1 日	居宅介護支援

**宮崎県告示第 667号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 業 者		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4571900259	国富町社会福祉協議会	宮崎県東諸県郡国富町本庄6889-2	社会福祉法人国富町社会福祉協議会	宮崎県東諸県郡国富町本庄6889-2	平成20年 7 月29日	居宅介護支援

**宮崎県告示第 668号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4572200162	株式会社サン・ルーム 高千穂営業所	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野3383-4	株式会社サン・ルーム デイサービスふきのとう	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野3383-4	平成20年 7 月 1 日	介護予防通所介護
4570400400	訪問介護やすらぎ	宮崎県日南市吾田東6丁目5番14-101	訪問介護やすらぎ	宮崎県日南市上平野町1丁目11番8	平成20年 6 月30日	介護予防訪問介護

**宮崎県告示第 669号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 8 第 1 項の規定

により、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		取 消 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570500357	上町デイサービス	小林市堤2916番地	有限会社愛加	宮崎市天満1丁目	平成20年 9 月 1 日	介護予防通所

センター愛加

5

5 番11号シャローム 203号

介護

## 宮崎県告示第 670号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 9 月 1 日から平成20年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字古ゾノ 748番 2 地先から同郡同村同大字平野 848 番 1 地先まで	旧	3.6 ～ 6.4	467.7
				新	4.2 ～ 56.9	467.7
				新	10.5 ～ 50.0	426.7

## 宮崎県告示第 671号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の供用を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 9 月 1 日から平成20年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字古ゾノ 748番 2 地先から同郡同村同大字平野 848 番 1 地先まで	平成20年 9 月 1 日

## 宮崎県告示第 672号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 20-5	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武寛	小林市大字細野字 大人形4106-9、 4108-3	6.00	51.32	平成20年 8 月 4 日

## 宮崎県告示第 673号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 20-6	前田孝一	小林市大字真方字 海蔵 353番15	4.00	121.58	平成20年 8 月 4 日

## 公 告

保安林の平成20年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	500.33
北川土流	土砂流出防備保安林	85.02
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,990.07
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	78.34
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	5.44
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,003.24
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	12.98
五十鈴川干害	干害防備保安林	20.75
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,916.23
耳川土流	土砂流出防備保安林	55.74
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	220.04
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	44.01
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,317.57

一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	92.65
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	0.38
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	863.26
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.98
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.32
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	513.83
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	45.12
川内川上流防風	防風保安林	0.40
川内川上流干害	干害防備保安林	6.74
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,101.65
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	163.16
大淀川本流防風	防風保安林	0.64
大淀川本流干害	干害防備保安林	10.13
大淀川本流保健	保健保安林	5.26
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,503.52
本庄川土流	土砂流出防備保安林	9.96
本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.70
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	972.55
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	29.95
広渡川水かん	水源かん養保安林	380.32
広渡川土流	土砂流出防備保安林	148.30
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.18
福島川水かん	水源かん養保安林	342.05
福島川土流	土砂流出防備保安林	10.36
福島川干害	干害防備保安林	2.22

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の日時  
平成20年11月14日(金曜日)午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県庁7号館 743会議室
- 3 受験願書の受付期間  
平成20年9月22日(月曜日)から10月10日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送の場合は、平成20年10月10日付けの消印があるものまで有効とする。)
- 4 受験願書の提出先  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県商工観光労働部工業支援課
- 5 手数料  
8,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 6 その他  
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部工業支援課において配布する。  
なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ

×30センチ以上)に切手をはり、あて先明記の上、請求すること。  
また、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。  
(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部工業支援課(電話0985(26)7095)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ニトリ都城店  
都城市上川東4丁目5949番地1 外9筆
- 2 意見の概要  
届出書の入場経路に示されているリバーサイドレストランマック裏からJAガソリンスタンドまでの道路については、JA都城の所有地であることから早急に道路管理者と協議を行い、関係機関への協議、報告を行なうこと。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成20年9月1日から平成20年10月1日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店  
延岡市構口町2丁目204番地1 外1
- 2 意見の概要  
大規模小売店舗の小売業を行う者の代表者の変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については大規模小売店舗立地法第4条に定める指針を満たしているため、意見を有しない。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成20年9月1日から平成20年10月1日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したため、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ岡富店  
延岡市中川原町 2 丁目4920番地
- 2 意見の概要  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については大規模小売店舗立地法第 4 条に定める指針を満たしているため、意見を有しない。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成20年 9 月 1 日から平成20年10月 1 日まで

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグストアモリ西都店  
(仮称) マックスバリュ西都店  
西都市大字右松字三反田2134番 1 外
- 2 意見の概要  
意見無し
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成20年 9 月 1 日から平成20年10月 1 日まで

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第 2 項の規定により、平成20年度技能検定試験 (後期) を次のとおり実施する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 実施職種  
(1) 特級  
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造  
(2) 1 級及び 2 級  
さく井 (ロータリー式さく井工事作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業)、機械保全 (機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、半導体製品製造 (集積回路チップ製造作業)、自動販売機調整 (自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)、縫製機械整備 (縫製機械整備作業)、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、和裁 (和服製作作業)、石材施工 (石積み作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業)、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、スレート施工 (スレート工事作業)、カーテンウォール施工 (金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工 (ガラス工事作業)、機械・プラント製図 (機械製図手書き作業、機械製図 CAD 作業)、印章彫刻 (木口彫刻作業)、塗装 (鋼橋塗装作業)

- (3) 3 級  
機械検査 (機械検査作業)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、和裁 (和服製作作業)、建築大工 (大工工事作業)、配管 (建築配管作業)
- (4) 単一等級  
樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)

- 2 実施等級等  
特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級 (各等級の実施職種は、前記 1 のとおりとする。)
- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等  
(1) 実技試験  
ア 実施期日  
実技試験は、平成20年12月 1 日 (月曜日) から平成21年 2 月22日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。  
イ 実施場所  
実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。  
ウ 手数料  
実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
特級全職種、さく井、鍛造、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、スレート施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、印章彫刻、塗装、樹脂接着剤注入施工	15,700円
機械検査	13,000円
和裁、機械・プラント製図	11,500円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が 3 級実技試験を

受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
電気機器組立て、建築大工、配管	10,500円
機械検査	8,700円
和裁	7,700円

エ 問題の公表日

実技試験問題は、平成20年11月21日（金曜日）以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、鉄筋施工、スレート施工、ガラス施工	平成21年 1月25日 (日曜日)
特級全職種、さく井、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻	平成21年 2月 1日 (日曜日)
機械保全、半導体製品製造、縫製機械整備、和裁、建築大工、かわらぶき、塗装、樹脂接着剤注入施工	平成21年 2月 8日 (日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成20年 9月29日（月曜日）から平成20年10月10日（金曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会で

交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（前記3の(1)ウに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の番号は、平成21年 3月17日（火曜日）に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号（県庁 8号館 3階）

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2丁目 4番地 3

電 話 0985(58)1570

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2項の規定により、大丸土地改良区（小林市）から平成20年 4月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 9月 1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2項の規定により、市谷土地改良区（小林市）から平成20年 4月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 9月 1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）から平成20年 5月16日付けで申請の



あった定款の変更を認可した。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画地区計画財光寺池地区
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路 3・4・38号木原通線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路 3・5・56号中ノ原通線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路 3・6・28号丸池通線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県日向土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路 8・7・1号財光寺南 2号自転車歩行者専用道路
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 9 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画土地区画整理事業財光寺南第 2 土地区画整理事業
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所